

浦安市森林環境譲与税の活用に向けた基本方針

1. 森林環境譲与税概要

森林は、木材生産のみならず土砂災害等を防止する国土保全機能や二酸化炭素吸収等の地球環境保全機能、生物多様性保全機能など多くの多面的機能を有しています。

森林の公益的機能の維持増進の重要性から、平成 31 年に制定された「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」に基づき、令和6年度からは森林環境税として市民に賦課され、地方自治体には森林環境譲与税として交付されます。なお、森林環境譲与税の交付額は、私有林かつ人工林の面積、市の林業就業者数及び人口による割合によって決定します。

森林環境譲与税の使途は、同法により規定されており、森林の整備に関する施策及びその促進に関する施策の費用に充てなければならないとされています。

2. 目的

森林環境税に対する理解を得られるようにするためには、譲与された森林環境税を十分かつ有効に活用していくことが求められます。このため、本方針では、その使途に関する基本的な考え方を定め、適切に運用していくことを目的とし策定します。

3. 活用方針

森林環境譲与税の使途については、「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」の趣旨に則り、下記のような分野における活用を検討し、森林の整備及びその促進を図ります。

(1) 森林の整備

森林を有していない本市においては、他自治体と連携した森林整備に活用します。

(2) 木材利用の推進

公共施設等を整備する際には、木材の利用について検討し、木造化や内装木質化を進めるとともに、什器や備品等についても、木材を利用し製作された物の導入を推進します。

(3) 普及啓発

木材利用の有効性や森林の有する公益的機能の重要性などについての普及啓発を行います。

(4) その他

森林環境譲与税を有効に活用するため、必要に応じて森林環境譲与税基金に積み立て、上記施策に活用します。

4. 推進体制

森林環境譲与税の活用促進に向け、庁内体制を整備し、全庁的に連携協力を図りながら取り組んでいきます。

5. 使途の公表

森林環境譲与税の活用内容に対する市民の理解が得られるよう、適切に使途を公表していきます。

参考

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律

(平成三十一年三月二十九日)

(法律第三号)

(森林環境譲与税の使途)

第三十四条 市町村は、譲与を受けた森林環境譲与税の総額を次に掲げる施策に要する費用に充てなければならない。

- 一 森林の整備に関する施策
 - 二 森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用(脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成二十二年法律第三十六号)第二条第三項に規定する木材の利用をいう。)の促進その他の森林の整備の促進に関する施策
- 2 都道府県は、譲与を受けた森林環境譲与税の総額を次に掲げる施策に要する費用に充てなければならない。
- 一 当該都道府県の区域内の市町村が実施する前項各号に掲げる施策の支援に関する施策
 - 二 当該都道府県の区域内の市町村が実施する前項第一号に掲げる施策の円滑な実施に資するための同号に掲げる施策
 - 三 前項第二号に掲げる施策
- 3 市町村及び都道府県の長は、地方自治法第二百三十三条第三項の規定により決算を議会の認定に付したときは、遅滞なく、森林環境譲与税の使途に関する事項について、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

(令三法七七・一部改正)